

介護サポート保険

(医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

これからの毎日に 確かな安心を

加入後は
満89歳まで
継続可能

お選び
いただけます
介護一時金
100万円(KA1型)
または
200万円(KA2型)

傷害死亡保険金
(天災危険補償特約付き)
がセット
されています

申込締切日
令和8年6月30日(火)

保険
期間 令和8年9月1日(午後4時)から
令和9年9月1日(午後4時)まで

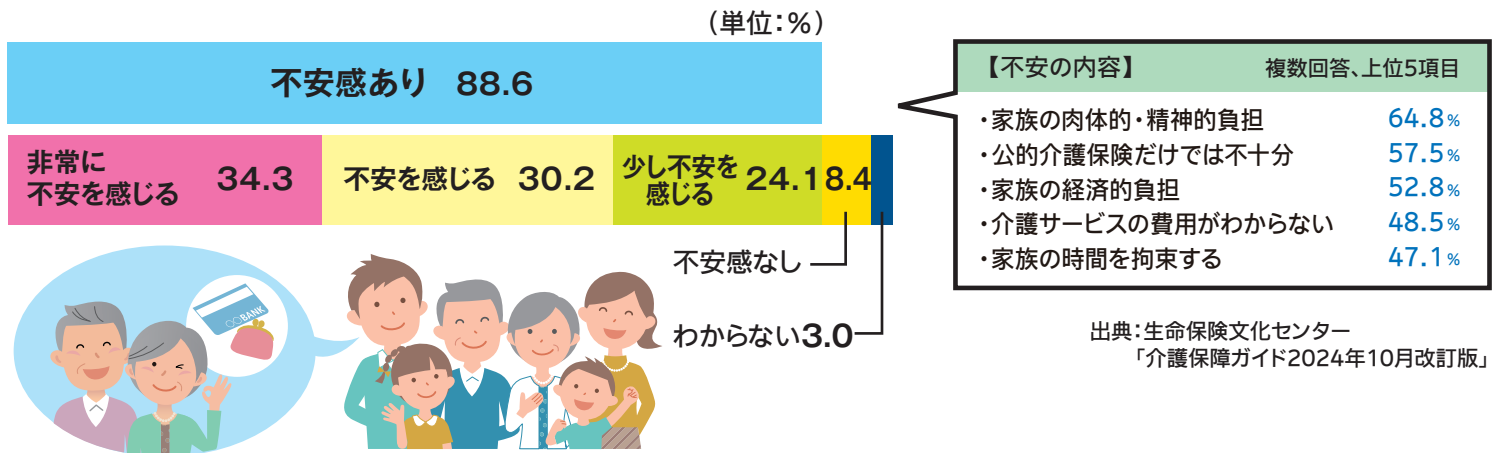
【団体総合保険にご加入の皆さまへ】
令和7年10月1日以降保険始期契約について、団体総合
保険の補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず
本パンフレットをご確認ください。

「もし介護が必要になったら」という不安はありませんか？

介護に対する不安意識をお持ちの方が多いです

自分の介護に対する不安と内容

自分の介護に対して**不安を感じる**人の割合は**約9割**となっています。具体的な不安の内容では「家族の肉体的・精神的負担」を挙げる方が多く、次いで「公的介護保険だけでは不十分」、「家族の経済的負担」となっています。

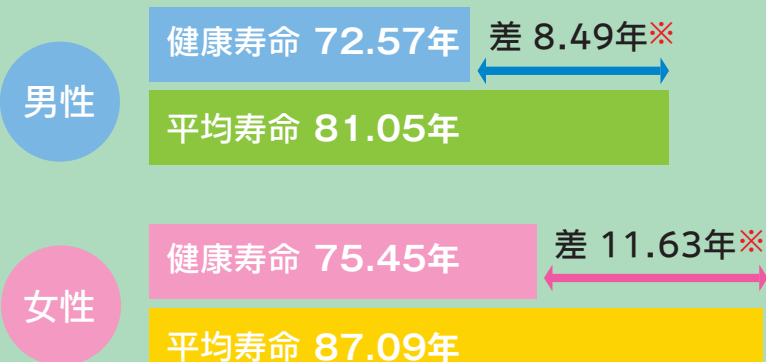


突然必要になるかもしれない介護、ご健康なうちにご準備を

健康寿命と平均寿命

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間」を指します。男性では平均**約8年間**、女性では平均**約12年間**なんらかの健康上の問題で日常生活が制限されていることを示しています。この健康寿命と平均寿命との差になっている期間については、特にしっかりとした準備をしておくことが重要です。

健康寿命と平均寿命の差 2022(令和4)年



※ 特に介護が必要とされる期間

出典：厚生労働省「健康寿命の令和4年値について」

【主な年齢の平均余命】

年齢	男性	女性
65歳	19.52年	24.38年
70歳	15.65年	19.96年
80歳	8.98年	11.81年
90歳	4.22年	5.53年

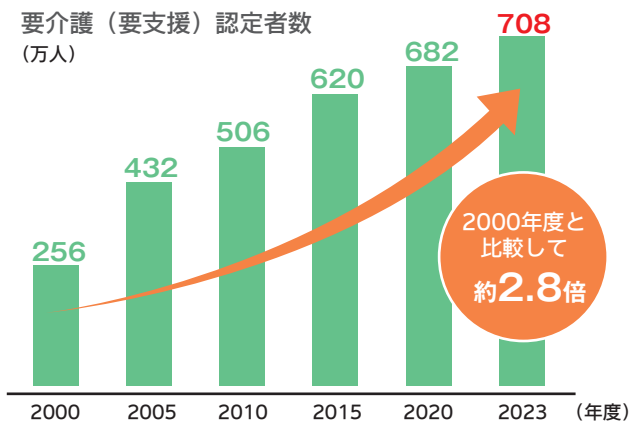
出典：生命保険文化センター「介護保障ガイド2024年10月改訂版」

介護が必要となる原因は認知症が最多です。

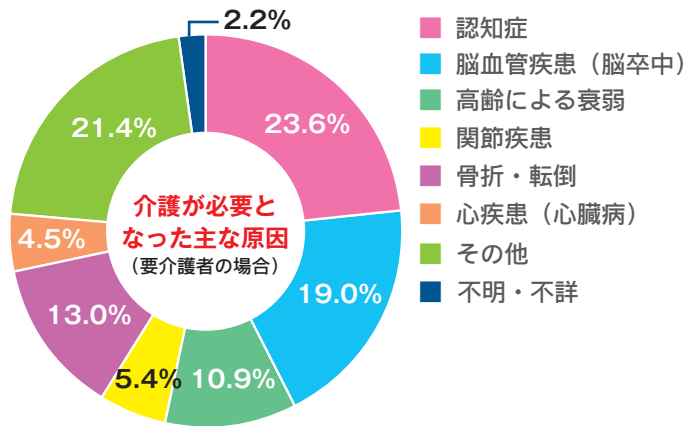
要介護認定者数はますます増加する見込みです

要介護・要支援認定者数の推移

団塊の世代が**75歳以上**となった**2025年**以降、高齢化の進展により**介護の需要**がさらに増加することが見込まれています。厚生労働省によると、要介護・要支援認定者数は2023年度は**約708万人**となり、公的介護保険制度がスタートした2000年度に比べると、認定者数は**約2.8倍**に増加しています。



出典：厚生労働省「令和5年度介護保険事業状況報告」



出典：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

介護にかかる費用 (公的介護保険の自己負担額を含む)

月々の費用と一時的な費用

公的介護保険制度では、要介護の程度に応じた「現物支給」による介護サービスが1～3割の自己負担で提供されますが、給付の対象外のサービスや支払い限度額の超過分、交通費などは**全額自己負担**となります。介護に要する月々の費用は、「**平均9万円**」、一時的な費用は「**平均47万円**」もの金額がかかります。



出典：生命保険文化センター「令和6年度生命保険に関する全国実態調査」

【介護費等の例】

車いす	自走式	5～21万円	電動式	30～67万円	特殊寝台	16～61万円 【機能により金額は異なる】	ポータブルトイレ	水洗式	3～7万円	シャワー式	13～19万円	有料老人ホーム	入居一時金方式(全部)	2,500万円(平均額)
	移動用リフト	据置式	24～90万円 (工事費別途)	レール走行式				56万円～ (工事費別途)	廊下・階段・浴室用など	2万円～ (工事費別途) 【サイズ・素材により金額は異なる】	いす式直線階段用		52万円～ (工事費別途)	入居一時金方式(一部)
												月額管理料	10～30万円/月 (介護付き終身利用型の場合)	

もしもの時に、今から備える安心 あなたとご家族の未来を支える保険です。

高齢化社会と言われる今日、私たちは元気に自立してご家族などの介護を受けずに日常生活を過ごすことができれば幸せです。しかし、**思わぬ病気やケガにより、介護が必要になることもあります。**介護が必要になったときのために、事前に初期費用や公的介護のサービスに係る自己負担部分の費用を準備することで、少しでもご自身やご家族の負担を軽減できるよう加入を考えてはいかがでしょうか。



友の会介護サポート保険7つの特長

その1 **介護一時金**をお受け取りいただけます。

要介護
2から5に
認定された
場合

または

保険会社が
定める所定の
要介護状態に
なった場合

その2 新規加入は
満79歳^(※)まで

(※)令和9年度募集からは、
満74歳までとなります。
詳細は7ページへ

ご加入後は
満89歳まで
継続可能です。

その3 保険料は
10月の年金から1年分を
一括して差し引きます。

ご加入の翌年から1年毎の
自動更新となります。

その4 会員の
ご家族の方
だけでも
加入できます。

その5 無料で電話相談
**「SOMPO 健康・生活
サポートサービス」**
が利用できます。

詳細は7ページへ

その6 介護一時金の保険金は
100万円(KA1型)
200万円(KA2型)
の2つのプランから
お選びいただけます。

その7 **傷害死亡保険金**には
天災危険補償特約
がセットされています。

思わぬケガにより要介護状態となった場合も対象です。**公的介護保険制度**では、40歳から65歳未満の方は、特定疾病が原因のときにしか給付を受けられません。

保険金の使い道(活用例をご案内します)

介護に係る費用は、ご利用者のお住まいの地域や利用する業者、サービス内容等によって異なります。受け取った介護サポート保険の介護一時金を利用目的に合わせてお使いください。

① 訪問介護員 (ホームヘルパー) 費用

休日も家族が介護をしなくてはならず、介護疲れに…。ホームヘルパーを活用することで介護負担を上手に減らせます。



② 介護タクシー費用

買い物や、お出かけのたびに誰かに頼るのは気を遣うもの。タクシーを使うことで、ご家族の負担を減らすことができます。



③ 家の リフォーム費用

階段の上り下りは辛さだけではなく、転倒の危険性もあります。手すりの設置やバリアフリー化などリフォームにも介護一時金を利用することができます。



④ 介護のための 帰省費用

介護旅行や、遠隔地のご家族の移動費用にも介護一時金を利用いただけます。



● 保険金額と補償内容 ●

介護サポート保険は、介護が必要な状態と認められたとき「**介護一時金**」をお受け取りいただける保険です。また、不慮の事故による万一にも備えられます。

保険金額

加入型	KA1型	KA2型
介護一時金	100万円	200万円
傷害死亡保険金	100万円	

補償内容

介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかとなった場合に介護一時金をお支払いします（お支払いは1回かぎり、解約となります）。</p> <p>① 公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受けた場合</p> <p>② 損保ジャパンが定める所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5相当）に該当し、90日を超えて要介護状態が継続した場合</p> <p>※損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。／介護一時金または傷害死亡保険金のいずれかをお支払い後は、解約となります。</p>
傷害死亡保険金 (天災危険補償特約付き)	<p>保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に100万円をお支払いします。</p>

● 保険料(年額) ●

保険期間1年、**団体割引 30%^(※)適用**
 (※)団体割引率は変更になる場合があります。

KA1型(65~69歳)なら
 1月あたり **約531.7円!**

新規加入 満79歳まで

被保険者満年齢	KA1型	KA2型
40~44歳	550円	720円
45~49歳	800円	1,220円
50~54歳	1,220円	2,050円
55~59歳	2,130円	3,880円
60~64歳	3,880円	7,380円
65~69歳	6,380円	12,370円
70~74歳	13,120円	25,850円
75~79歳	27,100円	53,820円

継続加入 満89歳まで

80~84歳	54,150円	107,920円
85~89歳	100,760円	201,140円

※現在、「KA3型」にご加入の方は、同封の案内文書をご覧ください。

●保険料は、保険始期日時点(令和8年9月1日)の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日(令和8年9月1日)における満年齢とします。●契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。●本保険は**介護医療保険料控除の対象**となります。(令和8年2月現在)※傷害死亡保険料部分は除きます。●5歳きざみで保険料が変わります。●満期返れい金・契約者配当金はありません。●保険金のお支払方法等重要な事項は、8ページの「この保険のあらまし(ご契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

質問事項(告知書)の様式をご案内します

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※10ページの「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

【記入例】

質問事項(告知書)は全て被保険者ご本人がご記入ください。(代筆はできません。)

質問事項★1~★5についてご回答ください。

1 記入もれが多い箇所です。

被保険者ご本人が自ら被保険者名をご記入ください。

2 告知日は告知書記入日をご記入ください。

3 被保険者ご本人がご署名のうえ、質問事項★1~★5についてご回答ください。

4 「認知症」とは、正常に発達した知的機能が脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

5 「軽度認知障害」とは、本人および第三者(家族)から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないが認知症の診断基準を満たさない状態をいいます。

損害保険ジャパン株式会社 宛 この告知書は加入申込書の一部となります。お申込みの際は、必ず加入申込書と告知書をあわせてご記入ください。

本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実と相違ありません。事実と相違していた場合は、ご契約が解除となり、保険金の支払いを受けられなくなったりも異議を申し立てました。表紙に掲載の「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」の内容について確認・同意し、ならびに裏面に記載の「告知書の個人情報取扱いに関する事項」を確認し、損保ジャパンが必要な範囲において個人情報取得・利用・提供することに、申込人(加入者)、告知者、被保険者ともに同意します。

質問事項(告知書)	
■告知事項は、被保険者本人が自らご記入し、ご署名ください。	
被保険者名	共済 太郎 様
告知日(ご記入日)	令和 8 年 5 月 10 日
告知者署名	共済 太郎 様
<p>下記告知事項は、私が自ら記入したものであり事実と相違ありません。事実と相違していた場合は、保険契約が解除となり、保険金の支払いを受けられなくても異議を申し立てません。</p> <p>★1 今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をした(※1)ことがありますか。 (※1)「申請予定」や「申請をした結果、認定を受けられなかった場合」を含みます。</p> <p>★2 次のいずれかの項目に該当していますか。 ●告知日(ご記入日)現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や補助用具(杖など)を含みます。【歩行・食事・排泄・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用する際の外出・店での買い物】 (※2)ご本人による使用を含みます。 ●今までに、医師より「認知症(軽度認知障害を含みます)」と診断されたことがありますか。 (注)疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。</p> <p>★3 告知日(ご記入日)現在、次のいずれかに該当しますか。 【入院中・療養のための就床中(※3)・入院の予定(※4)がある】 (※3)医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。 (※4)医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。</p> <p>★4 告知日(ご記入日)から過去2年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。 (注)医師より「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察を含みます。</p> <p>★5 他の保険契約等がありますか。 ※すべての方がご回答ください。 (注)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>	<p>はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/></p> <p>「はい」の方は、ご加入いただけません。</p> <p>はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/></p> <p>「はい」の方は、ご加入いただけません。</p> <p>はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/></p> <p>「はい」の方は、ご加入いただけません。</p> <p>はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/></p> <p>「はい」の方は、ご加入いただけません。</p> <p>はい <input type="radio"/> (他の保険契約等 ① 保険(共済)会社名() ② 保険種類(医療保険) ③ 保険金額())</p> <p>「はい」の場合は、他の保険契約等についてご記入ください。</p>

6 訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

病気・症状一覧表 *告知される方がご認識されている病気・症状名が、本告知書に記載されている病気・症状名と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合には告知が必要です。本告知書に記載されている病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、告知をしてください。

がん	悪性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL
脳血管関係の病気	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血・脳血栓)
肝臓の病気	慢性肝炎 肝硬変
腎臓の病気	慢性腎炎 腎不全
気管支・肺の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD) 慢性気管支炎 肺気腫
心臓関係の病気	心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋炎 心筋症 狭心症 心不全 心肥大 不整脈(期外収縮・洞不全症候群・房室ブロック・脚ブロック・発作性上室性頻拍・心房細動・心房粗動・ペースメーカー埋込)
筋肉・骨の病気	筋ジストロフィー 骨折を伴う骨粗しょう症(※5) 変形性関節症(人工関節置換を含みます。)
眼の病気	緑内障 糖尿病性網膜症 加齢黄斑変性 失明
その他	糖尿病(合併症を含みます。) こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など) リウマチ熱 アルツハイマー病 厚生労働省指定の難病(※6)(指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合に限ります。) 精神および行動の障害(統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など) パーキンソン病

(※5)「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折した時に「骨粗しょう症」になっていた場合を意味します。(単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含みません。)
(※6)厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照してください。

【特にご注意ください】

- ・「医師の診察・検査・治療・投薬」には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がんと診断されることを含みます。
- ・「入院」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
- ・「手術」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
- ・病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
- ・医師の診断により、予防的目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
- ・医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察の場合も、告知の対象になります。
- ・再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。

初めて加入される方の年齢は、補償開始日時点(令和8年9月1日)で満79歳までです。
 「介護サポート保険加入申込書+被保険者告知書」に必要事項をご記入いただき、ご署名またはご捺印のうえ、「提出用」を同封の返信用封筒にてご返送ください。
 ●「委任状」欄は申込人欄に記入された年金受給者(待機者)ご本人がご記入・ご捺印ください。
 ●「質問事項(告知書)」欄は、被保険者(保険の対象となる方)ご本人が全てご記入ください。(代筆はできません)
 ●「加入申込書+被保険者告知書」の控えが必要な方は、コピー等のうえ保管してください。
 注1 告知書にご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。(ご加入をお断りする場合は、令和8年6月末までにご連絡させていただきます。ご加入いただける方については、被保険者証を令和8年8月下旬にお送りします。)
 注2 告知書の内容が正しくないと、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

●同封の「変更届出書」に印字のご加入内容で継続される場合
 「変更届出書」のご提出は不要です。印字されている内容で自動継続されます。
 ●同封の「変更届出書」に印字のご加入内容を変更される場合
 「介護サポート保険の継続加入・変更手続き及び補償内容改定のご案内」裏面の「変更届出書記入例」をご参照のうえ、「変更届出書」に必要事項をご記入いただき、ご署名またはご捺印ください。「表紙」(1枚目)と「お客様控」(5枚目)は切り離してご自身で保管し、2枚目から4枚目までの「営業店写」「代理店控」を含む3枚を同封の返信用封筒にてご返送ください。
 (例) ①住所・電話番号が変更になった方 ②被保険者を「追加」や「削除」される方 ③「型」を変更される方
 ※「被保険者の追加」または「型を変更(増額)」される場合
 該当の方の健康状態について告知が必要です。変更届出書をご提出後、告知書をお送りします。
 ●加入されている方全員を解約(全員脱退)される場合
 同封の「変更届出書」の脱退欄の3に○をつけて、隣の捺印欄にご捺印ください。あわせて、加入者欄にご署名またはご捺印のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

【事前のお知らせ】 令和9年9月1日ご契約分から予定されている改定について

このたび、安定的な団体保険制度運営を目的として、令和9年9月1日ご契約分から以下の内容について改定を予定しておりますので、事前にお知らせいたします。
【改定内容(予定)】 ① 団体割引率が変わります。 30%→20%に変更
 ② 新規でご加入いただける年齢が変わります。 79歳まで→74歳までに変更
 団体割引率の変更により、保険料は現行より引き上がる予定です。なお、補償内容に変更はございません。
 加入者の皆さまにはご負担をおかけしますが、今後とも安心してご加入いただける団体保険制度を維持していくため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

「SOMPO 健康・生活サポートサービス」^{SOMPO} 健康・生活サポートサービス **のご案内**

主なサービスメニュー

- 受付時間 24時間・365日
- 無料電話相談サービスの電話番号は、8月下旬頃に発送する被保険者証に記載予定です。

① 健康・医療相談サービス		⑤ 介護関連相談サービス
病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。		介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。
② 医療機関情報提供サービス		⑥ 法律・税務・年金相談サービス(予約制)
ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。		一般的な法律・税務・年金に関するご相談に、弁護士、司法書士、税理士または社労士が電話でお応えします。
③ 専門医相談サービス(予約制)		⑦ メンタルヘルス相談サービス
より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。		【利用時間】 平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00 ※日・祝日・年末年始(12/29・1/4)はお休みとさせていただきます。 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。
④ 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス		⑧ メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
人間ドック紹介・予約	全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。	ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。介護サポート保険被保険者証(令和8年9月1日からの契約)のご案内欄に、SOMPO 健康・生活サポートサービスの電話番号を記載しています。ストレスチェックのURL・ログインIDは、お電話にてご照会ください。
PET検診紹介・予約	がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。	
郵送検査紹介	ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。	

保険ご加入者向けサービス

ストレスチェックはこちら

ログイン

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎりあります。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。(注7)応対者の指名はできません。(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為が他の医療行為を提供するものではありません。

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供いたします。

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。

認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。

※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。

※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

- (注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
- (注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- (注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介するものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- (注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

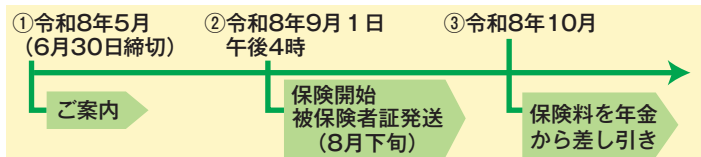
「SOMPO笑顔倶楽部」サービス終了のお知らせ [SOMPO笑顔倶楽部]は、令和9年3月31日をもって、サービスを終了させていただくことになりました。ご加入の契約が保険期間中であってもサービスは終了となりますので、あらかじめご了承ください。

● この保険のあらまし(ご契約概要のご説明) ●

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下、同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、**ご家族にもご契約内容をお知らせください。**】

- **商品の仕組み**：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約をセットしたものです。
- **保険契約者**：一般財団法人公立学校共済組合友の会
- **保険期間**：令和8年9月1日午後4時から
令和9年9月1日午後4時まで(1年間)
- **申込締切日**：令和8年6月30日(火)必着

【お手続きの流れ】



■ **引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等**：
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- **加入対象者**：公立学校共済組合友の会会員(公立学校共済組合の年金受給者または年金待機者)
- **被保険者**：公立学校共済組合友の会会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。下表の「ご加入いただける被保険者(例)」をご覧ください。
新規加入の場合は**満79歳**まで、継続加入の場合は**満89歳**までの方が対象です。継続加入の方で新たに被保険者を追加する場合は、お手続きは新規加入と同じ**満79歳**までとなりますのでご注意ください。

ご加入いただける被保険者(例)

ご加入いただける方	会員と同居	会員と別居
会員本人	—	—
会員の配偶者	○	○
会員の子供	○	○
会員の子供の配偶者	○	○
会員の両親	○	○
会員の配偶者の両親	○	○
会員の兄弟姉妹	○	○
会員の配偶者の兄弟姉妹	○	○
会員の孫	○	×

- **お支払方法**：保険料は**令和8年10月定期支給**の年金から差し引きます。年金から差し引けなかった場合は、別途払込用紙をお送りしますので、郵便局から期限内にお支払いください。
- **お手続き方法**：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、友の会までご送付ください。

ご加入対象者	お手続き方法	
新規加入者の皆さま	「加入申込書+被保険者告知書」に必要事項をご記入いただき、ご署名またはご捺印のうえ、ご提出いただきます。	
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した変更届出書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類の提出は不要です(自動更新)。
	加入者情報や被保険者の追加・削除をするなど、前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年度と条件を変更する旨を記載した「変更届出書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	「変更届出書」の脱退欄に○をつけ、捺印欄にご捺印いただき、ご署名またはご捺印のうえ、ご提出いただきます。

- **中途脱退**：保険期間の途中でこの保険から脱退(解約)される場合は、友の会までご連絡ください。
- **団体割引**は、本団体契約の前年のご加入人数等により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、あわせてご了承ください。
- **満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- **被保険者証《団体保険加入者カード(加入者証)・保険料控除証明書》の発送時期**：
令和8年8月下旬に「公立学校共済組合友の会介護サポート保険被保険者証」をお送りします。被保険者証には所得税等の申告に必要な「保険料控除証明書」が後ろに添付されていますので、ご確認ください。
本保険は、介護医療保険料控除の対象になります。ただし、傷害死亡保険料部分を除きます。(令和8年2月現在)

● 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) ●

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	傷害死亡保険金	<p>保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>傷害死亡保険金の額 = 傷害死亡保険金額の全額</p> </div> <p>※ 傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対しても保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー-搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像診断等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	その他特約	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回限りとなります。(この場合、被保険者が要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。また、傷害死亡保険金についても、被保険者が要介護状態に該当した日の翌日に解約となります。)</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p> <p>(※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>など</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、**いずれか低い金額**をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ① 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

● その他ご注意いただきたいこと ●

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

● 用語のご説明 ●

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ● 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ● 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 <p>(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

● ご加入に際して、特に注意していただきたいこと(注意喚起情報のご説明) ●

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、**告知事項**(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

・告知書質問事項の「補助用具」とは、「杖」、「歩行器」、「シルバーカー」、「義肢」、「装具」、「車椅子」等をいいます。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、本保険では死亡保険金受取人の指定はできません。

【傷害死亡保険金】

- ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

【介護一時金】

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまで通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口(一般財団法人公立学校共済組合友の会)にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
 - 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は令和8年9月1日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて**30日**以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、11ページに掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

● ご加入に際して、特に注意していただきたいこと(注意喚起情報のご説明) ● (続き)

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて**30日**以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、友の会にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(公立学校共済組合友の会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については [当社公式ウェブサイト\(https://www.sompo-japan.co.jp/\)](https://www.sompo-japan.co.jp/) をご覧くださいか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険にご加入される皆さまへ

個人情報のお取り扱いについて

一般財団法人公立学校共済組合友の会
個人情報保護管理者 友の会事務局長

- お預かりした個人情報は保険事務遂行のため、損保ジャパンおよび取扱代理店に提供されます。
- お預かりした個人情報は保険事務遂行のため、外部業者へ委託する場合があります。
- 申込書にご記入いただく個人情報は、保険加入のための必要事項です。記載もれがありますと、ご加入できない場合がありますのでご注意ください。
- お預かりした個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは適切に対応させていただきます。なお、お問い合わせの際は、ご照会がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは、下記の個人情報相談窓口までご連絡ください。

【個人情報相談窓口】一般財団法人公立学校共済組合友の会事務局 住所:東京都千代田区五番町5-1 JS市ヶ谷ビル4F 電話:03-6272-3755

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険金額 | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | |



2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- 10 ページに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認ください。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

保険契約者(申込先)

一般財団法人

公立学校共済組合友の会

〒102-0076

東京都千代田区五番町 5-1 JS 市ヶ谷ビル 4 階

0120-122-169

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除きます。)
(10時から12時まで、13時から16時まで)



取扱代理店

株式会社 若葉共済会

〒102-0076

東京都千代田区五番町 5-1 JS 市ヶ谷ビル 4 階

03-6380-9501

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除きます。)
(9時から12時まで、13時から17時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 **050-3808-5536** ※自動音声での対応となります。

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除きます。)
9時から12時まで、13時から17時まで

保険金請求先

保険金をご請求される事由が発生した場合は、ただちに損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〔受付時間〕

24時間・365日

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 **03-4332-5241(全国共通)** おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト[\(https://www.sompo-japan.co.jp/\)](https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご加入の証として、「被保険者証」をお送りしますので、大切に保管してください。また、9月中旬を過ぎても被保険者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。